

寝具乾燥サービスの利用を?

利用を?

この寝具乾燥サービス事業は、市が今年の3月から開始したものです。

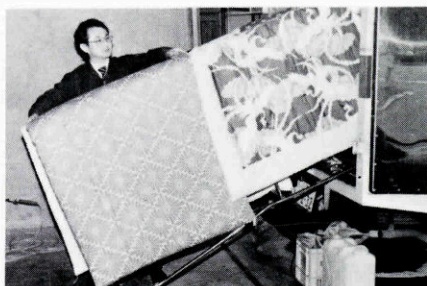
寝たきりのお年寄りや、一人暮らしのお年寄りが毎日使用する敷きふとん、掛けふとん、枕などの寝具を専門業者に委託して丸洗いし、殺菌・乾燥して清潔にします。

ふとんの受渡しは、家庭奉仕員が手伝いますので、一人暮らしのお年寄りでも安心して利用出来ます。

寝具乾燥サービスを利用出来る対象者や利用方法は次のとおりです。

対象者

- ・寝たきりのお年寄り
- ・寝たきり状態の身体障害者



▲寝具乾燥作業中

終戦当時の引揚者の方へ

通貨・証券などをお返しします。

終戦時、外地から引き揚げた方、上陸地の門司、博多、仙崎の各港の税関・海運局に預けられた通貨・証券などをお返しします。

また、外地の集結地で、総領事館などに預けられた証券

などのうち、日本に送りかえされたものもお返しします。

詳細問合せ先

〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3-10 門司港湾合

同庁舎内 門司税関監視部
☎093(2)3031 内線306

児童手当の請求漏れはありますか?

児童手当は、請求しないと支給されません。

次に該当する人で、まだ児童手当の支給を受けていない人は、すぐ福祉事務所または各支所で請求手続きをしてください。

児童手当の支給対象
家庭に18歳未満のお子さんがあり：
◎二人目以降のお子さんが生まれた場合。
◎二人目以降のお子さんが小学校

入学前の場合。
◎二人目以降のお子さんが15歳未満で就学が困難な場合
児童手当の額
二人目のお子さんは：
月額 2、500円
三人目からは：
一人月額 5、000円
児童手当を受けている人へ
次の場合は必ず届出を：
1、出生や死亡など、養育している児童数に異動があった場合。
2、特別給付を受給している人は、勤務先が変わった場合や、厚生年金加入から国民年金加入になった場合。
詳細については、福祉事務所庶務係(☎内線111)へ。

潜在看護婦の講習会を開催

県では、看護婦の免許を持ちながら、家庭におられる人を対象に講習会を開きます。

これは、最近の医療技術の向上に即応ができるよう研修して、職場復帰が容易に出来るようにするためです。

日時 9月12日から19日まで(毎日9時から16時まで)

場所 山口県看護研修会館

防府市上右田字須崎

受講料 無料

宿泊 希望者に斡旋します。

申込み期限 9月7日

申込み先

〒753 山口市滝町1-1

山口県医療環境課看護係

☎0839(2)3111

内線2615へハガキ又は電話で申込んでください。

ソ連・モンゴルに抑留された方や遺族に慰労品や慰労金を贈呈

ソ連又はモンゴルの地域において、強制抑留の後、帰還された戦後強制抑留者又はその遺族に慰労品(書状・銀杯)を贈呈します。

また、これらの人のうち年金恩給などを受給していない人へは、更に慰労金として10万円(2年償還の記名国債)を支給することになりました。

これらの人が亡くなっておられる時は、遺族に支給される

ソ連又はモンゴルの地域に

おいて、強制抑留の後、帰還された戦後強制抑留者又はその遺族に慰労品(書状・銀杯)を贈呈します。

また、これらの人のうち年金恩給などを受給していない人へは、更に慰労金として10万円(2年償還の記名国債)を支給することになりました。

これらの人が亡くなっておられる時は、遺族に支給される

慰労品の贈呈や慰労金の支給は請求にもとづいて行います。したがって、請求しないと贈呈、支給されません。

これらの慰労品、慰労金を請求しようとする人は、平和祈念事業特別基金から請求書類を受け取り、必要な書類を添えて『平和祈念事業特別基金』あてに直接送ってください。

なお、請求書類は市役所福祉事務所にも置いてあります。

請求期限は、昭和68年3月31日までです。

請求書類などの送付先及び問合せ先

〒112 東京都文京区大塚

5-3-13

平和祈念事業特別基金

業務第2課

☎03(45)4703

みんなで築こう

安全で快適な船内環境を



9月1日～9月30日
船員労働安全月間です。

9月16日、仙崎港で指導班による船内の点検指導を行います。

愛される町にしたいね 下水道

9月10日は全国下水道促進デーです。

9月10日から30日までの間、東深川処理場で見学会を行います。見学を希望する人は、処理場(⑥1289)、または都市計画課(内線231)へ申込んでください。